

第2章計画の基本的な考え方

第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有、食品関連事業者等への監視・指導・支援、幅広い団体、企業、大学及び医師・獣医師・薬剤師・管理栄養士等の専門知識を有する者との連携の強化が必要です。

そのために、この行動計画では、平成28年度から平成30年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を、情報共有と府民参画により進め、こうした取組を通じて、京都府内に留まらず国内外からの京都の食に対する安心感を高めます。

具体的には、次の4点を中心とした取組を進めていきます。

1 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

京都府の食の安心・安全の取組、食品表示法に基づく機能性表示食品や食に関する情報提供により、府民が食生活を考える機会を提供

2 京都ならではのきめ細やかなサポートの充実

修学旅行生や外国人観光客の多い京都で、アレルギーやハラール対応など、国内、国外からの観光客に対するきめ細やかなサポートの提供

3 監視・指導・検査の強化

生産・製造された食品の安全性を確保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するための監視、指導、検査、相談等を実施

4 安心・安全の基盤づくり

食品の生産から消費に至るフードチェーンにおいて、安全性の向上と食料の安定供給に努める生産者・事業者を支援